

イラク人道復興支援派遣部隊の日報問題の経緯

年月日	日報の取扱い等に係る主な経緯	備 考
平成 29 年 2 月 7 日		統幕が、統幕において南スーダンPKO派遣部隊の日報を発見したことを公表
2 月 8 日		衆議院予算委員会で、南スーダンPKO派遣部隊の日報について初質疑
2 月 16 日	野党が要求したイラク派遣部隊の日報について、防衛省が「不存在」と回答	
2 月 20 日	衆議院予算委員会で、イラク派遣部隊の日報について、福田防衛大臣が「見つかることはできなかった」「残っていないことを確認している」旨の答弁	
2 月 22 日	防衛大臣が、イラク派遣部隊の日報がないか、統合幕僚監部（以下「統幕」という）総括官に再探索を指示 統幕参事官室は、メールで、不存在を確認した部署名の報告を求める（全自衛隊の調査は行われず）	
3 月 10 日	中央即応集団（CRF）司令部と陸上自衛隊（以下「陸自」という）研究本部が、イラク派遣部隊の日報について、残っていない旨回答	
3 月 15 日		防衛大臣が、南スーダン派遣施設隊の日報の管理状況について、特別防衛監察の実施を指示
3 月 27 日	南スーダンPKO派遣部隊の日報の特別防衛監察の中で、イラク派遣時の日報が陸自研究本部（現 教育訓練研究本部）の外付けHDに存在することを確認、同本部は政務三役や統幕に報告せず ※同本部教育訓練長は「大臣の指示で探しているという認識も、イラクの日報が国会で問題になっているとの認識もなかった、調査対象ではないと思った」との旨を説明	
7 月 28 日		特別防衛監察の結果が公表され、再発防止策（通達）が出される：日報は統幕参事官が一元的に管理等（航空自衛隊、海上自衛隊は過去分は含まれないと理解） 防衛大臣等辞任（岸田外務大臣兼務を挟み、8月3日小野寺大臣就任）
11 月 27 日	陸上幕僚監部（以下「陸幕」という）が全部隊に海外派遣で作成した日報などに関する調査を指示	
平成 30 年 1 月 12 日	陸自研究本部が陸幕総務課にイラク派遣部隊日報の存在を報告	
1 月 31 日	陸幕衛生部が陸幕総務課にイラク派遣部隊日報の存在を報告（発見は同月 26 日）	
2 月 27 日	陸幕が統幕に報告	
3 月 31 日	統幕が小野寺防衛大臣に報告、大臣は発見された経緯の再確認を指示	
4 月 2 日	防衛大臣が、内閣総理大臣に報告後、イラク派遣部隊日報の	

	存在を公表 ※見つかった日報は 376 日分（後に 408 日分と訂正）、約 1 万 4 千ページ	
4 月 3 日	陸自教育訓練研究本部長から陸幕長に、平成 29 年 3 月に存在を確認していた旨報告	
4 月 4 日	陸幕長が防衛大臣に、平成 29 年 3 月時点で陸自研究本部（当時）が存在を確認していた旨報告、大臣が公表 大野大臣政務官をトップとする調査チームを立ち上げ	
4 月 5 日	野党議員から、イラク派遣時の輸送活動に関する資料要求	
4 月 6 日	航空幕僚長が防衛大臣に、航空幕僚監部において 3 日分 3 枚の日報が見つかった旨を報告、防衛大臣が、内閣総理大臣に報告の後公表 防衛大臣、過去の日報の保管状況について全自衛隊での徹底確認を指示	
4 月 7 日	防衛大臣、過去の海外派遣部隊の全日報を再探索して統幕に集約せよと文書で通達	左記通達を受け、防衛省情報本部が、向部分析部と画像・地理部の共有フォルダに保存されていた南スーダンPKO派遣部隊「日報」（開示請求に対し「不存在」と回答したものを含む約 1 年分以上）を 4 月 9 日までに発見、同日防衛大臣に報告、防衛大臣は同日の参・決算委で表明

※報道等を基に作成

【参考】イラク人道復興支援活動の概要

- (1) 陸上自衛隊
（現地活動期間：2004（平成 16）年 2 月～2006（平成 18）年 7 月）
サマーウを中心とするムサンナー県において、困難な状況に置かれた住民のため、医療、給水、学校・道路等の公共施設の復旧整備等を行った。
- (2) 航空自衛隊
（任務運航期間：2004（平成 16）年 3 月～2008（平成 20）年 12 月）
イラクの復興及び安定に協力するため、ムサンナー県に派遣された陸自の部隊、国連、多国籍軍などに対する空輸支援を行った。
- (3) 海上自衛隊
（2004（平成 16）年 2 月出港～4 月帰港）
陸自派遣部隊が使用する車両約 70 両等を北海道室蘭からクウェートまで海上輸送した。

平成30年4月11日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博

出典：衆議院調査局 安全保障調査室

14件の決裁文書(起案日・決裁日・最終決裁権者)について

文書 保存	No	決裁文書名	起案日	決裁日	最終決裁権者	備考
10年	1	貸付決議書①「普通財産決議書(貸付)」(平成27年4月28日)	H27. 4. 28	H27. 4. 28	近畿財務局管財部長	
10年	2	貸付決議書②「普通財産決議書(貸付)」(平成27年5月27日)	H27. 5. 26	H27. 5. 27	近畿財務局管財部長	
30年	3	売払決議書「普通財産売払決議書」(平成28年6月14日)	H28. 6. 13	H28. 6. 14	近畿財務局管財部次長	
10年	4	特例承認の決裁文書①「普通財産の貸付けに係る承認申請について」(平成27年2月4日)	H27. 2. 3	H27. 2. 4	近畿財務局管財部長	
10年	5	特例承認の決裁文書②「普通財産の貸付けに係る特例処理について」(平成27年4月30日)	H27. 4. 28	H27. 4. 30	財務省理財局次長	
10年	6	承諾書の提出について(平成26年6月30日)	H26. 6. 30	H26. 6. 30	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
3年	7	未利用国有地等の処分等の相手方の決定通知について(平成27年2月20日)	H27. 2. 12	H27. 2. 20	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
10年	8	予定価格の決定について(年額貸付料(定期借地))(平成27年4月27日)	H27. 4. 27	H27. 4. 27	近畿財務局管財部次長	※委任者である次長が不在のため、直近上位者の部長が代わって決裁。
3年	9	特別会計所属普通財産の処理方針の決定について(平成27年4月28日)	H27. 4. 14	H27. 4. 28	近畿財務局管財部長	
5年	10	有益費支払いに関する意見について(照会)(平成28年2月25日)	H28. 2. 23	H28. 2. 25	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
5年	11	有益費支払いに関する三者合意書の締結について(平成28年3月29日)	H28. 3. 29	H28. 3. 29	近畿財務局管財部 第1統括国有財産管理官	
5年	12	国有財産の鑑定評価委託業務について(平成28年4月14日)	H28. 4. 14	H28. 4. 14	近畿財務局管財部次長	
30年	13	予定価格の決定(売払価格)及び相手方への価格通知について(平成28年5月31日)	H28. 5. 31	H28. 5. 31	近畿財務局管財部次長	
3年	14	特別会計所属普通財産の処理方針の決定について(平成28年6月14日)	H28. 6. 13	H28. 6. 14	近畿財務局管財部次長	

首相から電話質問を封印

第2部
パノプティコン
の住人

1強

1

意をくみ、自ら縛る議員たち

3月2日。電話口の安倍晋三首相は少し、いら立っているようだった。「西田さんは大阪問題でやりたいだろうけど、それを頼んだのが安倍だと言われたら、なんにもならないからさ」

電話を受けたのは、自民党の西田昌司参院議員。4日後の参院予算委員会では学術法人「森友学園」（大阪市）の国有地売却問題について質問に立つことが決まった矢先。首相から質問内容に注文がついたのは初め

てで、「総理が直接電話してくるのは異常やねん」と西田氏は明かす。趣旨は、土地が約8億円値引きされたことの「正当性」を、質疑を通してうまく説明してほしいというものだった。

西田氏は京都府選出。日本維新の会に一貫して批判的な立場で、「森友問題は大阪府の小学校設置認可をめぐる規制緩和に端を築いた大阪問題」として質問するつもりだった。首相は電話で維新に触れなかったが、西田氏は直感した。「憲法改正を含め、政権に協力的な維新をかばう気持ちか

首相にはあるんやな」と。質問当日、西田氏は首相の言う通り、値引きの正当性を主張する官僚答弁を引き出し、「疑惑だ、という森友事件の報道は、フェイクニュースだ」と訴えた。

与党議員が政権に都合のよい質問をするのは珍しくない。だが、西田氏は「国会の爆弾男」の異名をとり、身内といえども歯にきぬ着せぬ批判を浴びせる言動で知られてきた。そんな西田氏でさえも、この日は大阪府に関する質問を封印せざるを得なかった。

の籠池泰典氏の100万円寄付発言が飛び出すと、竹下亘・自民党国会対策委員長は「首相への侮辱」と言って証人喚問に踏み切った。

10日後の3月16日、学園常任監事。パノプティ

3面に続く

パノプティコン 権力による社会の管理・統制システム

パノプティコン。

もともとは監視者が囚人のありようは、権力に分断され、従属し付度する「1強」の政治状況で起きている現象に似ている。

自民党、野党、官僚、メディア。それぞれが「1強」のもので、「パノプティコンの住人」のように支配されていなければならないか。

連載第2部で探っていく。

10. 創立予算費・負債償還計画書

収入

科目	予算額(千円)	適用
設置者負担金	200,000 千円	
借入金	420,000 千円	
計	620,000 千円	

※繰上り費用

支出

科目	予算額(千円)	適用
校地取得費	千円	定期借入
校舎建築費	500,000 千円	
教具等購入費	10,000 千円	
図書購入費	10,000 千円	
計	620,000 千円	

森友学園 新規学校設立案件 収支計画・借入返済計画概要(初年度1,2年生を募集 小学校2クラス)

生徒数 100%

(千円)

収支計画		平成27年度 △2期目	平成28年度 △1期目	平成29年度 1期目	平成30年度 2期目	平成31年度 3期目	平成32年度 4期目	平成33年度 5期目	平成34年度 6期目	平成35年度 7期目	平成36年度 8期目	平成37年度 9期目	平成38年度 10期目
事業収入	納付金収入												
	検定料収入		0	3,400	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	入学金収入		0	52,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	施設費収入		0	26,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
	学費収入		0	78,000	128,000	174,000	222,000	270,000	288,000	288,000	288,000	288,000	288,000
	教育充実費収入		0	31,200	50,400	69,600	88,800	108,000	115,200	115,200	115,200	115,200	115,200
	補助金収入		0	16,800	33,600	50,400	67,200	84,000	100,800	100,800	100,800	100,800	100,800
	その他収入(給食代等)		0	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600
	収入合計A	0	0	223,000	284,900	378,500	472,100	565,700	611,300	611,300	611,300	611,300	611,300
	事業支出												
教員人件費		0	55,000	72,930	91,555	110,895	130,974	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594	133,594
職員人件費		0	10,500	14,280	14,566	18,571	22,731	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186	23,186
臨時教員代		0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
教育研究経費支出		0	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766
管理経費支出	8,000	36,000	24,000	28,800	34,560	41,472	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	49,766	
※1管理経費(借地料)	22,750	27,300	11,100	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	
その他支出(給食代等)		0	15,600	25,200	34,800	44,400	54,000	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	
減価償却費		0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
支払利息													
経費合計B	30,750	63,300	170,200	211,210	251,241	298,011	348,438	355,112	355,112	355,112	355,112	355,112	
営業収支(A-B)	△ 30,750	△ 63,300	52,800	73,690	127,259	174,089	217,262	256,188	256,188	256,188	256,188	256,188	

3月完成
1・2年生開校

借入返済計画		平成27年度 △2期目	平成28年度 △1期目	平成29年度 1期目	平成30年度 2期目	平成31年度 3期目	平成32年度 4期目	平成33年度 5期目	平成34年度 6期目	平成35年度 7期目	平成36年度 8期目	平成37年度 9期目	平成38年度 10期目
自己資金・前期繰越資金		239,900	238,250	489,950	△ 189,250	△ 65,560	111,699	335,788	603,050	909,237	1,215,425	1,521,613	1,827,801
事業収支	△ 30,750	△ 63,300	52,800	73,690	127,259	174,089	217,262	256,188	256,188	256,188	256,188	256,188	
事業収支(幼稚園)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
(減価償却費)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
建築費			△ 500,000										
設備購入・教育機器等			△ 282,000										
新設研修付金収入		285,000											
借入金													
借入													
返済													
次年度繰越額		238,250	489,950	△ 189,250	△ 65,560	111,699	335,788	603,050	909,237	1,215,425	1,521,613	1,827,801	2,133,988

設定条件

1. 1学年2クラス
 2. 1クラス40人
 3. 初年度は1,2年生募 25人
※開設年度2年生のみ1クラス25人
 4. 入学検定料20,000円
 5. 入学金400,000円(初年度のみ)
 6. 施設費 200,000円(初年度のみ)
 7. 授業料月額50,000円
 8. 教育充実費 月額20,000円
 9. 補助金収入生徒1人年額210,000円
 10. その他収入(バス代等)は収支ゼロ
 11. 教員給与年額550万円
5期目まで毎年3名増員する。給与は毎年2%アップ
 12. 職員給与年額350万円
5期目まで生徒数に併せて増員する。2%アップ
 13. 臨時教員給与年額200万円
 14. 教育研究経費・管理経費
月額200万円で5期目まで毎年20%増加
 15. 借地料は年額2千730万円
27年度は10ヶ月
- ※1 土地購入費は1億3千400万円
1億3千400万円-2千730万円(保証金)=1億670万円
※2 1億670万円を10年分割、金利年1%とする。

平成30年4月11日 衆議院予算委員会
無所属の会 原口一博

出典：平成30年3月8日 財務省提出 売払決議書より抜粋

○原口分科員 ということは、近畿財務局のその統括国有管理官、この人が文書管理の責任者ということですね。

資料の六をごらんになってください。国有財産の取得、処分に関する決裁文書、これは三十年になつていきますね。それから、国有財産の貸し付けその他運用に関する決裁文書、ここに書いてあるとおりです。

財務省が私に、森友学園への国有地処分に関して保存されている行政文書として、八ページ、ごらんになってください、これだけのものを出していただきます。ありがとうございます。売買契約書の決裁文書、貸付契約書の決裁文書、森友学園の公的取得要望、国有財産近畿地方審議会への提出資料及び議事録等とあります。

そこで聞きますが、売買契約書の決裁文書、この一式に、交渉記録や協議記録及び八億円の減額の積算根拠が含まれるというふうに考えますが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、契約書等はきちんと保存してございます。

ただ、今おっしゃいました、その交渉記録とかその都度都度のやりとりにつきましては、それは契約締結時に事実終了ということでございますし、処分してございます。

それから、もう一点御指摘の八億円の算出の根拠の方でございますが、そこにつきましては、特に八億円の方につきましては、国士交通省の方からさまざまな資料を提出して国会等での御説明をさせていただいてるところでございますが、具体的には鑑定評価書の中にそういう金額が記載されてございまして、その中に入っているということでございます。

○原口分科員 七ページをごらんください。これが財務省が出している未利用国有地等の管理処分方針というものであります。これは通達です。先ほど、百十一件のいいかげんなやり方をやって、通達がなかったとあなたはおっしゃいましたけれど、

ども、これは通達を出しているんですよ。

そして、ごらんになってください、この下のところ、下から四番目、「処分等価格の決定に至る処分等相手方との交渉の経過については、必ず書面により記録するものとする。」、これが通達の中身です。

これは何でこういう通達がありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

この通達は、委員御指摘のとおり通達ですが、本年一月に発達した通達でございます。

この通達についての説明を先にさせていただきますが、国有地の随意契約、いわゆる地方公共団体等への随意契約をする場合には、基本的には、予定価格を相手方からとりまして、見積もり合わせをして予定価格以上で売るといのが私どもの原則でございます。

そういう中で、相手方において契約金額を見積もることが難しい場合がございます。膨大な処分だったり、あるいは小さな社福等でそういう見積もりができないとか、そういうケースの場合には、随意契約によるうとする場合には、原則ですが、基本的に見積書を徴さなければならぬということになっていきます。

私ども、二十七年の夏以降、さまざま、宿舍削減計画等ございまして、大変多くの公共随契約が始まっておりますので、各財務局にどういうふうに行っているかを徴求しまして調査をしてみます。そうすると、財務局によっては、そういう見積もり合わせを一生懸命しているところもありまして、相手方を見て、多分ここは見積もりができないのではないかと、相手の困難な事情を察して見積書を徴求しないようなケースもありました。

私ども、そういう意味では、なるべく、公共随契約をやる場合には、価格決定の手続という意味で見積もり合わせをした方がいいんじゃないかということ、運用の統一性という観点で通達の改正を考えまして、本年一月にこの通達を改正したところでございます。

○原口分科員 いや、そうですか。私、皆さんからいただいた、下にクレジットしてありますけれども、平成二十三年五月二十三日財理第二一九九号じゃないんですか。これは皆さんからいただいたんです。これって、それから四年後に出したものですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

これは平成二十三年に出した通達でございます。その後、何度か改正するたびに、何年何月、何年何月と書いて、多分、大変恐縮ですが、委員に御提出したのは、その最初の二十三年のところだけ書いてしまったんだと思いますが、今の委員がお読みになられたこの最後の下の方の行の話は、本年一月十九日に改正した文書でございます。

○原口分科員 財務大臣、今お聞きになりましたか。

こんな大事なことを、何で、処分等相手方との交渉の経過を必ず書けと、こんなもの当たり前じゃないですか。

今回、近畿財務局のホームページを見ますと、絶対に随意契約しません、随意契約して、そしてだまされる人がいるかもわからないけれども気がつけてくださいという話をしてるんですよ。だから、あなたがおっしゃっている、この記録がないということは、本当にこれを去年の、一月に、出したというのであれば、全く皆さんの文書管理はなっていない。

そして、何でこういう記録をつくるかということとを僕らが議論したかという、皆さんを守るためでもあるんですよ。後から国民からコンプライアンスを問われて、今回内閣まで揺るがすような問題にならぬようにということで、私たちは公文書管理を、もともととは白地、つまり公開と保存とそして説明を原則にしていたんですよ。それを裏返ってやるからわけのわからぬことになる。仕事の仕方そのものが私は間違っていると思います。

財務大臣、私は外務委員会に今おまして、外務委員会、それは、防衛大臣、稲田さんです

か、稲田さんが、あのときは南スーダンの日報の話でしたけれども、一次情報はできるだけ残すべきだというお話をされてました。

私、これはまさに一次情報だと思ってるんですね。やはりそういう一次情報をきっちり残して国民に説明していく、後から何か疑いかけられたら、ちゃんとそうじゃないということが言えるということが大事だと思いますが、財務大臣の御所見を伺いたいと思います。

○石関主査 簡潔に願います。

麻生大臣。

○麻生国務大臣 この行政文書の話というのは、これはこのところ、本当にこの二カ月間こればかりで、財務大臣としての答弁はほとんどないという珍しい予算委員会だった。記録に残るほど予算に関する質問がなかったというのは、私どもとして実感がないぐらい、しよつちゅうこの話が出たんです。

いわゆる行政文書については、これはいわゆる行政管理法何とか規則によって保存期間はきちんとして、一応は一年未満のものはきちんとしてある、これはもう間違いなくあるんですが、売買契約にかかるとある期間等々は三十年だと思いましたが、三十年はあるということ、一応きちんとしたところの文書の改正やら何やら、もうちょっとわかりやすく、きちつとしておいた方が今後のためになると言っていけば、御指摘はそのとおりだと思います。

○原口分科員 ありがとうございます。終わります。

私は、まさに予算と決算そのものをきょう議論させていただきまして。消費税についてもまた議論させていただきたいと思っております。

○石関主査 これにて原口一博君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行についての

問するものについては、受付期間終了後2か月以内に財務局等における審査を行った後、速やかに処分等方針案を諮問し、処分等相手方を決定するものとする。

ただし、重要異例なものについてはこの限りではないが、できる限り速やかに処分等方針案を決定するものとする。

- ロ 上記(1)ロの期間内に、同一の未利用国有地等に対して複数の地方公共団体等から取得等要望書が提出された場合には、以下により処分等相手方を決定するものとする。
- (イ) 事業の必要性、緊急性、実現性及び利用計画の妥当性について個別の事案を比較検討し、総合的に判断した上で処分等相手方を決定するものとし、具体的な取扱いは、平成23年5月23日付財理第2198号「未利用国有地等に複数の要望がなされた場合の審査基準について」通達に定めるところによる。
- なお、取得等要望書は認可が必要な法人も提出できるが、当該要望者を処分等相手方とする場合には、設立認可を受けることを条件とする。
- (ロ) 上記(イ)により処分等相手方を決定できない場合には、処分等価格が国にとってより有利な者を処分等相手方として決定するものとする。
- なお、国有財産地方審議会付議基準に合致するものについては、処分等価格が国にとってより有利な者を処分等相手方として決定することについて諮問するものとする。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)により決定した処分等相手方との契約締結がなされない場合においては、他の取得等要望書を提出した者を処分等相手方とすることができる。

ハ 処分等相手方への決定通知等

上記イ及びロにより処分等相手方を決定した場合は、速やかに文書により取得等要望者に通知するとともに、その結果を財務局等ホームページにより公表するものとする。

(4) 処分等価格の決定手続き

上記(3)により処分等相手方を決定した場合（上記(3)ロ(ロ)により処分等相手方を決定した場合を除く。）においては、処分等相手方との間で価格に係る交渉（処分等相手方から契約希望価格を確認し、当該価格が国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格であって上記2の対象財産の処分等に係るものをいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する等の契約締結の予備交渉をいう。）を実施した上で、国の予定価格以上の価格をもって処分等価格を決定するものとする。

なお、処分等価格の決定に至る処分等相手方との交渉の経過については、必ず書面により記録するものとする。

(5) 処分等に係る申請書の徴取

上記(3)ロ(ロ)又は(4)により処分等価格を決定した場合には、処分等相手

に延床約4,500㎡、鉄骨造2階建の校舎及び延床約1,100㎡の体育館、南側に約5,000㎡の運動場が整備される計画となっております。平成28年4月の開校初年度は1年生80名、2年生50名の計130名の児童を受入れ、最終的には6学年おのおの2クラス計12クラス480名の受入れとなる見込みでございます。

次に本件事案の処理方法及び処理区分についてご説明いたします。時価貸付については、借地借家法第23条に基づく10年間の事業用定期借地契約となります。時価売払については、貸付契約と同時に売買予約契約を締結いたします。事業用定期借地契約期間である10年以内に、学校法人森友学園から売買を成立させる要件となる予約完結権が行使されることにより貸付契約は合意解除により終了し、売買契約が成立することとなります。

契約方式は随意契約となります。随意契約の根拠は、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第9条第21号になります。森友学園は、私立学校法第3条に規定する学校法人であり、利用用途は、学校教育法第1条に規定する「小学校施設及びその敷地」に該当しており、先ほどの会計法等法令の規定により、随意契約が可能となっております。

用途指定につきましては、時価貸付時の指定用途は小学校敷地、指定期日は開校が平成28年4月1日ですので、その前日である平成28年3月31日とし、指定期間は貸付を行っている期間中となります。

なお、売払の際にも一定の期間、その用途に供することを義務付けるために、売買契約締結から10年間の用途指定及び買戻特約を付すこととなります。

処理スキームでございます。まず、事業用定期借地契約と売買予約契約を同時に締結いたします。森友学園は、貸付契約後8年を目途に本地を購入する予定としておりますが、事業用定期借地契約の最短期間は借地借家法により10年間と定められておりますので、貸付期間を10年間とする事業用定期借地契約を締結します。この貸付期間中に、毎期、学校法人の決算書等から経営状況を把握し、売買代金の積み立て状況の説明を求めるとともに、当局から相続税路線価に基づいた評価額などを示し、購入可能な時期について協議をすることとしています。

今後の処理スケジュールでございます。本審議会にて、処理適当との答申が得られましたら、本年2月中に学校法人森友学園と事業用定期借地契約及び売買予約契約を締結することとしております。校舎等建設工事につきましては、3月に着工し、平成28年3月に完成する見込みです。開校は4月の予定としております。

なお、貸付契約後8年を目途として、平成35年3月までに対象財産を購入する見込みです。

以上をもちまして、諮問事項についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【中野会長】 はい。今、今回の諮問関係の内容について説明がございましたけれども、今までとちょっと違った形のものでありますけれども、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【藪野委員】 1点、いいですか。

【中野会長】 はい、どうぞ。

【藪野委員】 売買予約契約を予め結んでおかれるということだったので、価格ですね。

通常は、価格をフィックスして、予約完結権を行使したときに、それで売買が成立するということになるかと思うのですが、今回違いますね。

先ほどその年度ごとに相続税路線価格を示して協議するというお話もありましたけれども、価格の設定はどのようにされているんですか。

【立川管財部次長】 これは一般的に不動産鑑定士に評価をお願いしてそれを使うと。それを買受けが可能となった時期にタイムリーに鑑定評価に出しまして、その有効期限内に買っていただくという形でやらせていただこうと思っています。

ですから、売買予約契約書には時価で買いましょと、借地権も見ませんというふうなことを特約で盛り込んでいただこうと思っています。

【藪野委員】 借地権を見ないのは当然だと言えども当然ですよ。これで借地権があつて価格が安くなるということになったら不合理ですね。もともと直ちに売買契約すべきところを猶予してある、先延ばししてあるということですからね。

【立川管財部次長】 はい。

【藪野委員】 なるほど。私は結構です。

【中野会長】 どなたかほかにも、はい、どうぞ、細見委員。

【細見委員】 2点なのですけれど、今日は空港整備勘定関係の方も来ていらっしゃるということなのですけれど、この自動車安全特別会計の経緯と伺いますか、どうなって、どういうことが守備範囲としてあるのかということが1点。

それから、もう一つは位置図なのですが、この小学校は、ちょっとこれは本題から外れるかも知れませんが、電車、庄内駅を下りて通うというか、子供たちはどのような形のエリアを想定しているのかということとは話し合われたのか、話し合われてないのか分からないのですが、それ2点、よろしくお願いします。

【立川管財部次長】 まず、自動車安全特別会計でございますけれども、その前身である社会資本整備事業特別会計というものがございまして、それが特会制度の改革によりまして平成25年度をもって廃止されました。社会資本整備特別会計の中には、今回の空港整備勘定、昔で言う空港整備特会など、こういった空港施設の会計経理をやります特別会計が含まれておりまして、そういったものを一度に廃止するのではなく、経過的に今、自動車安全特別会計という会計が生きておりますので、その中に仲間入りをさせてもらって空港整備勘定という勘定を別に設けまして、会計経理をやっているというふうなものでございます。

【細見委員】 自動車安全というのはどういう意味なのですか。

【奥田空港部長】 また後で正確にお答えしますが、これはたしか車検とかそういう関係の会計のものではなかったかとは思われますが、またご回答させていただきます。

空港整備勘定は羽田空港を借入金で整備して、それをまた着陸料等の収入でお返ししていると、こういう会計を明確にしてやらなきゃいけないということがありまして、そのほかの社会資本整備とはちょっと一線を画して、まだしばらく会計として残さなきゃいけないと、こんな議論があったものですから、今お話になったように、特別会計をなるべく増やさないと政

府の方針もあったものですから、こういう既存のものに統合されたと、こういうことでございます。内容についてはまた後ほどお話しいたします。

【中野会長】 これは前の騒音量の問題から空港整備特会で購入した土地ですよ。航空局のほうで。そうですね。

【奥田空港部長】 はい。

【中野会長】 それから、今回新関空ができたときに分けましたよね。

【奥田空港部長】 はい。

【中野会長】 分れてこちらのほうがまだ残っている土地。それがたまたま自動車会計に入っちゃたというふうに考えていいわけでしょう。まあ、簡単に言えば。

【奥田空港部長】 はい。

【中野会長】 そういうことですよ。

その処分ということですが、ほかに何か、これ私は課題がたくさんあると思うのですけれども、どなたか。今の件はよろしゅうございますか。

【細見委員】 通学の件については。

【立川管財部次長】 通学の件でございますけれども、電車ならもちろん阪急庄内駅ということになるのだと思うのですけれども、父兄の車両による送迎なども想定されているということでございます。

なお、スクールバスも検討中ということでございます。ただ、その詳細はまだ決まっていなくてというふうでございます。

【細見委員】 庄内駅から徒歩の場合は。

【立川管財部次長】 800m程度ですから大人ですと10分ぐらいでしょうか。

【平井委員】 よろしいでしょうか。

【中野会長】 はい、どうぞ、平井委員。

【平井委員】 今回の件は、当審議会よりもむしろ私学審で議論があり、たぶんその議論の決着が着いたから今回の審議会に持ち込まれたのだと思います。その上でまず、この少子化の中で、「私立の小学校を作るのでその運営主体に土地を売却する」ということですが、私学の小学校経営というのは本当に大丈夫なんでしょうか。それから、10年間まず借地として貸して、その後、時価で売るとのことですが、今後10年間の地価の推移がどうなるか、また、今後10年で私立の小学校の経営環境というのはそれほど改善しないと思われませんが、いざ、売却する段になって、地価が上がっていて、買い手が「その価格では買えません」と言い出すリスクはないのでしょうか。

【立川管財部次長】 リスクはあるといいますが、一般的に同様の事案全てに当てはまることだと思うのですけれども、リスクは一定程度あるのだというふうに思っています。

地価の動向も実際10年先、8年先というものを見通すのは困難でございますけれども、8年後に必ずお買い上げいただくために、定例的に財務内容、決算書とかそういった財務関係書類を提出いただいて経営状況といいますが、お金の具合といいますが、内部留保の積み上げ

り方をチェックさせていただくというふうなことを考えておるところでございます。

それでも、なお買えませんとか、もうちょっと待ってほしいだとか、そういったことが生じましたら、そのときはこういった小学校経営という非常に公共性の高い事業でもございますし、実際に児童さんなんかもいらっしゃるということであれば、「明日で期限切れです。はい、さようなら。」というわけにも恐らくいかないと思いますので、そこは国にとって著しく不利が生じないようなことであるとか、どれほど延期すればいいのかとか、そういったことを精査いたしまして、必要に応じてこういった地方審にもまた付議をさせていただいた上で、例えば契約を更新するとか、売買を延期するとかそういったことを検討していくことを想定しています。

【角野委員】 今の件の確認ですけれども、だいたい学校法人の背景というのは普通の企業会計とは全然違ってまして、かなりリスクヘッジがかかっているということは理解しているのです。それでも、今のお話で10年の期限で、10年経ったときに売買契約が結べない、恐らく在学生の利益のためには引き続き、その定借期間を延長せざるを得ないということが見えていると思うのですけどね。その上で、なおかつさらに経営が行き詰まったときには、想定されるのはまず募集停止にして、その上で現在そのときに在学中の児童が卒業するまでは面倒見ますと。そのお金はちゃんと内部留保させられているはずなのですよね。

ということで、そこまでの安全はきっと私学審議会でチェックされているとは思いますが、その上で10年経って定借延長します。しかし、さらに経営が改善される見込みがなくて募集停止になりましたというような最悪の際には、こういう土地は定借の期間をあるところで打ち切って国に戻すというような流れになるのでしょうか。

【立川管財部次長】 そうですね。事業用定期借地契約の中に、我々、先ほども説明しましたが、用途指定制度を特約として盛り込んでおりまして、まず入り口ではきちんと期日までに小学校が実際にできるかどうかというところでまず、もしできなければ事業予定者とはいえ、その時点でできないのであればもう打ち切りますよと。土地を更地にして返してくださいよということを義務付けています。

実際に何年か経営されて、例えば10年後立ち行かなくなったということでもしあれば、そこはやはり契約解除というものは当然行われるべきでありますので、そこは小学校敷地、小学校施設と及びその敷地ということで借りていただいている中で、そういったものに供せなくなったというふうなことであれば、やはりそれは特約違反ということでございますので、契約解除をすると、その方向で交渉するというようなことで、そういった担保はとっていくということでございます。

そういった契約解除するまでも法律上至らないような場合でも、10年後には確定的に戻ってくるということで、一応最大の担保はそこだというふうに考えておるわけですがけれども、そういった事態にできるだけならないように、平素からちゃんとグリップしていこうとは思っていますけど。

【角野委員】 今おっしゃったのは、10年後には確実に戻ってくるとは言えないのですよね。

諮問させていただいているところなのでございますけれども、今の段階でそういったことが確定的にできないというふうなことでもあれば、そもそもこうやって諮問すらしませんし、こういった申請自体もあり得ないと思うのですけれども、一応こういったことをきちんと履行することということで先方から申請を受けて、進めるということによってやってきておりますので、ここはスタートするべきなのだろうというふうに考えているところでございます。

【中野会長】 角委員、どうぞ。

【角委員】 恐らく手持ち資金だけでは工事費は当然ないわけでしょうから、しかるべき金融機関と事業計画を説明されて融資が受けられるということでもって、当然この私学審に申請されていると思いますので、その事前調査をされて、その事前調査のときには恐らく入学金であるとか、年間の授業料であるとか、関学に私どもの宝塚ファミリーランドの跡地に小学校を建てていただくときは、大体一人100万円ですね。同志社なんかだともう少し高くて110万以上とっておられますかね。ですから、ここが幾らで事業計画を出されているか分かりませんが、恐らくこの寄附金というのは今まで学校をやっておられたのなら卒業生がかなり寄附をされるということはあるでしょうけど、幼稚園をされていますが、幼稚園を卒業しただけで小学校に寄附されるかとなると、ちょっと考えにくいので。当然、入学されるたびに寄附金というのは入学生からはとれますよね。ですから、そういうことなのか、また別途の何かスポンサー的な方がおられて寄附の手当てが付いているのかよく分かりませんが、その銀行の名前は分かりませんが、少なくとも銀行がこの事業計画を聞いて融資をするということが決まったんで私学審が通っていると思いますので、私はそんなに事業性についてリスクはないのかなということと、それと企業で平たく言えば遊んでいる土地ですから、定借で家賃が入ってくれば、その分、当然メリットはあるわけですし、よく分かりませんが、このあたりでどのあたりまでマーケットリサーチされたか分かりませんが、そこそこのこういう学校ができるのだったら入れたいという方がおられたから前に進んでいるんだと思うし、私はそこまでご心配なさる必要ないのかなという気はいたしますけどね。土地は当然残っていますから。

【中野会長】 そうですね。今、角委員がおっしゃったように、いわゆる学校法人として継続して成立していけるのかというのが、私学審議会の中で検討してチェックしているということでございますから、言葉が悪いのですけれども、それを売却するほうは信用するしかないという形だと思いますね。

ただ、問題は借地という形で1学校法人に対して国有財産を出すというケースは、そうたくさんはないはずでありますので、その点でちょっと課題があるのかなという感じは、私、個人的には、そう思いますが。

【角委員】 おっしゃるとおりで、基本的に学校は自ら土地を保有しておらないと駄目だというのは、もうはっきりしているわけですね。ですから、甲南大学に西宮で出ていただいたときは定借50年を言ったのだけど駄目で、普通に借地契約になったのですかね。ですから、未来永劫、阪急は甲南大学に土地を貸し続けますと、うちからは切れないということで借地でいきましたけれども、基本的には土地を買ってもらうというのが前提ですから。